

中津市

# 中山間地域 創業支援事業補助金

中山間地域への移住・定住者による創業を支援します！



中津市では、集落機能の維持及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、中山間地域（三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国地域【※一部除く】）で創業する方を対象に創業に要する初期経費を助成します。

**対象者** 中山間地域で創業する移住者又は定住者で、一定の要件を満たす方

**対象事業** 中山間地域の振興及び活性化に寄与すると認められる事業

**対象経費：創業に要する下記の経費**

**工事費** 事業所の新增築工事又は改築工事費、ケーブルネットワーク引込工事費及び屋内工事費

**設備費** 備品購入費、設備費及び設備等運搬費、事業用車両購入費

**役務費** 不動産契約仲介手数料、登記手数料、広告宣伝費等

**補助率・補助限度額**

**補助率** 対象経費の1/2以内

**補助限度額** 100万円 (千円未満切捨て)

**手続き**

申請にあたって、創業計画書を提出する必要がありますので、下記担当又は地域内の創業支援機関（中津市しもげ商工会・各金融機関）へご相談ください。

**申請期限**

**3月31日**（ただし、各年度の予算額を超えた時点で受付終了となります。）

要件や認定される事業・申請方法等、詳細は中津市のホームページをご覧ください。

ホームページ：<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2020040200084/>



申込み・  
問合せ先

中津市産業経済部 企業立地・雇用対策課

TEL.0979-62-9020（直通） FAX.0979-24-4020 メール：kigyokoyo@city.nakatsu.lg.jp